

栃木県 サービス継続支援事業・協力支援事業 Q & A

令和5年12月22日

1 対象事業所について

Q 1 事業所を宇都宮市と鹿沼市でそれぞれ運営しているが、この場合どのように申請すればよいか。

A 1 宇都宮市の事業所については、本事業の対象外です。
宇都宮市以外の県内市町にある事業所が対象となります。

Q 2 共同生活援助で複数住居を展開している場合、住居数に応じて補助の上限額も増えるのか。

A 2 住居数に応じて上限額は増加しません。指定を受けた事業所1か所分の額となります。

Q 3 共同生活援助の事業所が宇都宮市にあり、うち一部の住居が壬生町に所在する場合、その住居分について栃木県に申請できるか。

A 3 申請できません。
共同生活援助は、住居の所在地ではなく事業所の所在地に基づいて申請してください。

Q 4 複数の事業所を運営しているが、事業所ごと、別々に申請してよいか。

A 4 事業所ごとではなく、法人単位で一つの申請書類にまとめ、1回で申請してください。

Q 5 障害者支援施設として施設入所支援に加え、生活介護と就労継続支援B型を実施しているが、この場合、生活介護と就労継続支援B型の分も申請できるのか。

A 5 それぞれのサービスで定める基準単価まで申請ができます。その場合、サービスごとに個票を作成してください。

2 据付対象の経費について

Q 1 据付対象となる経費の期間はいつからいつまでか。

A 1 ①：令和5年2月1日から令和5年3月31日、②：令和5年4月1日から5月7日 及び
③：令和5年5月8日から令和5年1月31日 の期間内に生じた経費が対象になります。
申請をする際は、①②③の経費は別々に書類を作成してください。

なお、令和4年度に既に本据付金の交付を受けた施設・事業所が令和5年2月1日から期間に生じた経費について申請を行う場合は、令和4年度の基準単価から交付済の補助金分を引いた額を上限に申請することが出来ます。

また、本事業の対象経費は、感染者の発生等への対応に要した経費が対象であるため、それらの取組が行われる以前に要した経費（例：あらかじめ購入しておいた衛生用品等の経費）は対象外となります。

Q 2 「施設・事業所の消毒・清掃費用」とはどのようなものか。

A 2 対象の施設等において、その要因が解消するまでの間に要する消毒や清掃にかかる費用が対象になります。要因が解消した後も使用できる器具や、将来感染が起こった際に備えて購入する物品、定期的に実施している清掃にかかる費用等は対象外となります。

（対象経費の例）

- ・感染症が発生した期間の清掃・消毒の委託費
- ・清掃に必要な消耗品（ゴミ袋や消毒液、雑巾等の使い捨ての清掃器具等）

（対象外）

- ・ゴミ箱やブラシ等、その後も繰り返し使用できる物品
- ・空気清浄機や加湿器等の器具

Q 3 自法人の職員で行った消毒・清掃にかかる需用費や、それに伴う超過勤務手当等は対象の経費となるか。

A 3 対象経費とみなして差し支えありません。

Q 4 「衛生・防護用品」とはどのようなものか。

A 4 マスク、手袋、ガウン、フェイスシールド、消毒液など多量に消費する防護具や消毒用品、使い捨ての食器（割り箸や紙皿等）が対象となります。

消毒液の自動噴霧器やスタンド、飛沫防止のパーティション、ブラシ、バケツ等の器具や乾電池

等の備品、おむつ等、要因解消以降も引き続き使用できるものについては、対象外です。体温計やパルスオキシメーターについては、施設内療養が必要となった障害者支援施設、共同生活援助事業所、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設において、療養中の入所者の経過観察のために必要であると認められる場合に限り、対象となります。

Q 5 抗原検査キットを「在庫不足が見込まれる衛生用品」として申請できるか。

A 5 申請できません。

抗原検査キットは自費検査費用に該当し、別添2-1及び2-2で定める要件を満たす「障害者支援施設」または「共同生活援助事業所」が対象となります。また、実際に検査を行った費用のみが対象となるため、事前に購入して未使用となったキットの分については、対象外となります。

Q 6 支払を証する書類は、どのようなものを提出すればよいか。

A 6 購入した品目等が書かれている請求書や領収書等を提出してください。

証拠となる書類がない経費については、助成の対象とすることが出来ません。手当等を補助申請する場合は、給与規程や勤務者の勤務日、時間等が分かる一覧、給与明細書の写し等を提出してください。なお、提出の際はお手数をおかけしますが、どの経費が申請書に記入したものなのか分かるよう、印をつけたり、ラインマーカーを引く等の御対応をお願いいたします。

Q 7 領収書等が無い割増賃金や手当については、どのように証拠書類を提出すればよいか。

A 7 賃金台帳等で、支給した職員やその内容、金額及び本補助金の対象となる業務に従事したことがが分かるようにして提出をお願いします。